

阻止条項をめぐるエスノポリティックス

浜 中 新 吾

1. はじめに

選挙区定数 (district magnitude) が大きい比例代表制は比例性が高いため小規模政党の代表を容易にする。しかし議院内閣制度を採用している場合、小規模政党が割拠し、連立を常態とする政権が安定しないこともあり得る。よって比例性と安定性のバランスを取るために阻止条項 (election threshold) が設けられている。

イスラエルではアラブ系市民が人口の2割を占めており、クネセット¹に代表を送っている。2014年3月11日、クネセットは阻止条項を有効投票数の2%から3.25%に引き上げた。ユダヤ系右派勢力はかねてよりアラブ系政党を政治過程から排斥する動きを見せており、阻止条項の引き上げもアラブ系議員から見ればシオニストによる排斥運動の一環であった。しかしながら2015年選挙において、アラブ系政党は消滅するどころか躍進する結果となった (Hazan and Diskin 2015)。

阻止条項は議席決定方式や選挙区定数に比べると研究が進んでいないとされる (粕谷 2014: 179.)。本論では国政選挙で阻止条項が引き上げられた際に発生しうる事態の因果推論を行う。なおこの研究は試論の性格が強い。

1 イスラエル国会。全国一区のリスト拘束型比例代表制で定数120を選出する。有権者は政党に投票し、得票はハーゲンバッハ・ビショフ式で議席数に換算する。

いものであり、一般的な因果推論というよりは政治過程の一事例における問題提起であることを、予め述べておきたい。

2. 研究の背景

2.1. 阻止条項と投票行動

比例代表制は一般的に他の制度よりも高い投票率を示すという（山田 2016 : 85. ; Blais 2006.）。選挙区定数が大きく、阻止条項が小さいほど比例性が増すため、有権者の投じた票が死票になることは少なくなる。イスラエルの選挙制度は国政レベルで採用されている制度の中では比例性が高いものである（レイプハルト 2014 : 127.）。しかしそれでも選挙後の連立形成を期待した戦略投票（Strategic Voting）の存在が知られており、研究されている（Aldrich et.al. 2005 ; Blais et.al. 2006 ; Bargsted and Kedar 2009 ; Duch, May and Armstrong 2010 ; Riambau 2015）。

さて、このとき阻止条項が引き上げられると、有権者はどのように反応するのであろうか。McCuen and Morton (2010) は実験室実験によってこの問いに取り組み、戦略投票が減少することを明らかにした²。この実験では一次元で示された政策対立軸の上に3つの政党が位置しており、阻止条項が3%、5%、7%と段階的に引き上げられるシナリオが実行された。そして阻止条項が引き上げられれば、有権者は戦略投票ではなく、自分の政策選好に忠実な誠実投票を行うようになったのである。

比例代表制における戦略投票の存在や実験室実験によって得られた知見は興味深いものである。しかしながらイスラエルにおける戦略投票は、選挙キャンペーン中において生じる政治的イベント³によって消失する可能

2 彼らは Strategic Voting ではなく Tactical Voting と呼んでいる。

3 一例を挙げれば選挙キャンペーン中に発表される政党間協力である。小党でも選挙協力で当選確率が上昇すれば、戦略投票をするインセンティブはな

性があり、測定の難しい現象である。阻止条項引き上げ実験では、有権者が棄権したり政党の数変動したりする現実的なシナリオは想定されていない。この点で外的妥当性に問題があると言わざるを得ないだろう。イスラエルにおける阻止条項引き上げは、直接的には有効投票数の2～4%程度しか得ていない小政党を存続の危機に立たせるものであった。端的に言えば、アラブ系諸政党が存続の危機に直面したのであり、イスラエルにおけるエスノポリティックス (Ethno politics) を惹起したのである。

2.2. イスラエルのアラブ系政党⁴

イスラエルは基本法によってユダヤ人国家だと規定されているものの、市民権を持つ非ユダヤ教徒がマイノリティとして存在している。マイノリティの中で最大を占めるひとびとがパレスチナ系の市民 (Palestinian Citizens of Israel) である。彼らは1948年の第一次中東戦争において建国されたイスラエルの領内に残ったアラブ人とその子孫である。中央統計局によれば、2015年のパレスチナ系市民の人口は1,757,000人であり、全人口の20.7%を占めている⁵。彼らはアラビア語 (パレスチナ方言) を母語とするが、職業や市民生活上の理由からヘブライ語話者であることも多い。ほとんどのパレスチナ系市民はスンナ派ムスリムであるが、キリスト教徒、ドルーズ教徒も居住している (Mahler 2011 : 74.)。

パレスチナ系市民の多くはイスラエル北部のガザ地区西部、特にナザレを中心とした地域とヨルダン川西岸の北西部の「国境」(1948年ライン)

ゝなくなってしまう。また選挙後の連立形成プロセスでは投票日前の約束が反故になることも少なくないため、連立形成を見越した戦略投票を行うには、有権者の側に相当の政治的知識が要求される。

4 「アラブ系政党」というのはイスラエル政界や現地メディアにおける便宜的な呼称である。

5 .355/2015 הודעה לתקשורת 2015. מגינת ישראל. (http://www1.cbs.gov.il/reader/newhodaot/hodaa_template.html?hodaa=201511355 ; 2016年2月9日アクセス)

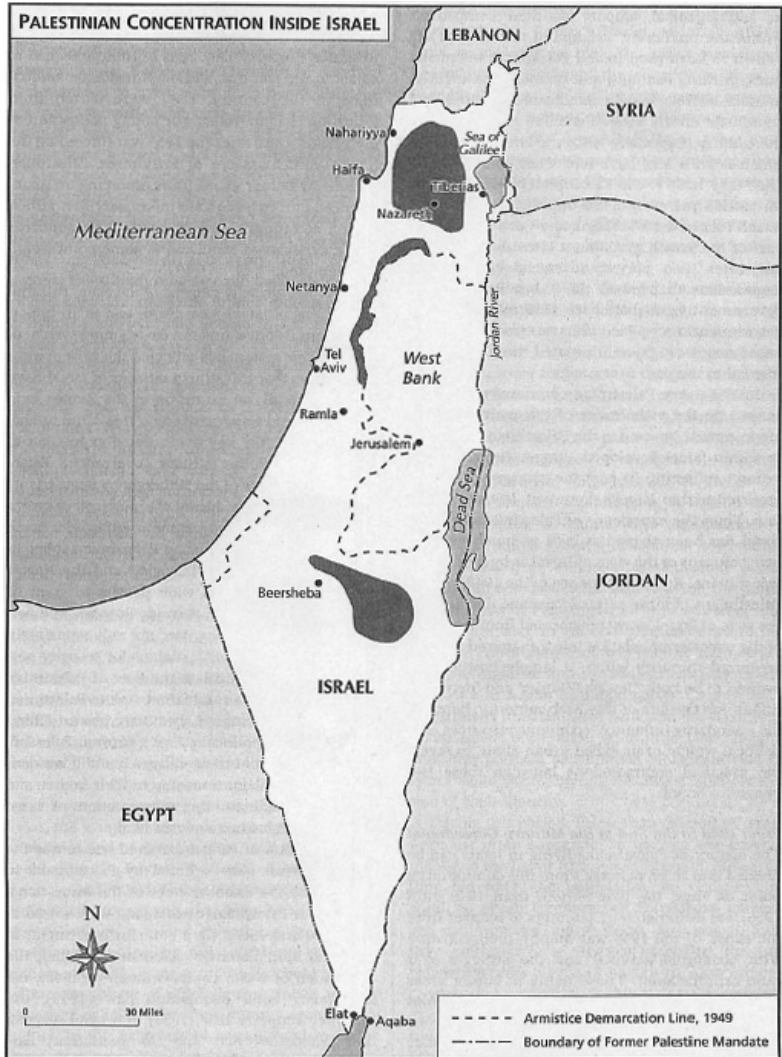
沿いの「小三角形」(the little triangle)に集住しており、イスラエル南部の北ネゲブ地域の一角にはベドウィン(遊牧民)を祖先に持つ人々が居住する。この他、ユダヤ系市民と併存しているエルサレム、ハイファ、ヤッファ、アクレ、ラムラ、ロッドの各都市が彼らの居住地である(Matter 2000: 308.; 図1を参照)。

パレスチナ系市民は血縁や宗教宗派に基づくコミュニティを形成するために、彼らの実像には多様性がある。そして「イスラエルはユダヤ人国家である」というシオニズムの基本理念によって、パレスチナ系市民は市民生活上さまざまな差別に直面することが多い。よく知られている事実として、パレスチナ系市民には兵役が義務化されていないことがある(Mahler 2011: 76)。イスラエルでは軍隊経験がイニシエーションとしての役割を果たしており、就業にあたって履歴書に兵役経験の記入を求められることも少なくない。このことがパレスチナ系に対する就職差別を生み出している(樋口 2012: 344-345.)。

2015年クネセット選挙の直前、アラブ系の3政党が議席を有していた。統一アラブリスト(United Arab List またはアラビア語呼称 Ra'am)は、労働党所属のパレスチナ系議員アブドゥルワッハブ・ダラウシェが1988年に結成した民主アラブ党(Democratic Arab Party)を源流とし、1996年に諸派⁶と連立して組織した政党である(Ghanem 2001: 42-43)。阻止条項が1.5%から2%に引き上げられた2006年にアフマド・ティビ(Ahmad Tibi)率いるタアール(Ta'al)党と統一し(Ra'am-Ta'al List)、議席を維持した。統一アラブリストはパレスチナ国家の樹立とパレスチナ系市民に対する土地家屋の所有や建築の自由の保障、健康福祉や教育内容

6 この際、リストに加わった党派がイスラエルのイスラーム主義運動(Islamic Movement in Israel)の「南部派」である(Ghanem 2001: 43.)。このため選挙公約にワクフ(寄進財)管理の自由化やシャリーア(イスラーム法)裁判所の独立性付与が加わっている(Rekhes 2008: 161.)。

図1：イスラエル全図とアラブ系イスラエル人居住地区



出典：Matter 2000：308.

の改善といった日常生活に関わる事項を主な公約として掲げている (Rekhess 2008 : 161)。

国民民主同盟 (National Democratic Alliance, Balad [以下バラド党]) はパレスチナ・アラブ民族主義の潮流に位置づけられる。その源流は1970年代初めに頭角を現した「村の子」(Sons of Village) という名の民族主義運動である。「村の子」運動に、ナザレ出身の知識人アズミ・ビシャラ (Azmi Bishara) の平等同盟、1992年の阻止条項引き上げで議席を失った進歩的平和リスト (Progressive List for Peace) などが糾合され、1995年にバラド党が結成された (Ghanem 2001 : 105.)。党の公約としてはイスラエル国を「すべての市民の国家」に変えること、すなわちユダヤ系とアラブ系の市民的権利の平等化がその中心にある。この他、パレスチナ系市民に固有の政策課題 (宗教施設の管理や民族教育など) を統括する自律的な行政機関の設立、政府による土地収奪の停止、アラブ「破壊村」の土地所有権回復などが含まれる (Rekhess 2008 : 160)。

平和と平等の民主戦線 (Democratic Front for Peace and Equality, Hadash [以下ハダッシュ党]) はイスラエル共産党を起源とし、反シオニズムを掲げて分派した新共産主義リスト (Rakah) のメイル・ウィルナー (Meir Vilner, ユダヤ系) とターフィク・トゥビィ (Tawfiq Toubi, アラブ系) らによって1977年に結成された⁷。党員の構成から見て純然たるパレスチナ・アラブ系の政党ではないが、反体制思想を掲げていることから投票する有権者のほとんどはパレスチナ系市民だと見られている (Shihadeh 2015 : 201.)。党綱領は社会権および福祉問題、とりわけ生活水準の維持や労働者の権利保護、国民的年金制度の確立、市民の機会均等に向けての闘争を重視している。パレスチナ系市民向けには民族的マイノリティとしての承認や国家による土地収奪・家屋破壊の停止、「基本法 :

7 結党までの経緯とその後の展開については Ghanem (2001) および丸山 (1988) に詳しい。

人権」法制⁸の実現などを提唱している（Rekheiss 2008：161）。

2.3. 阻止条項の引き上げとアラブ系政党の反応

2014年3月11日、クネセツは賛成67票・反対ゼロ票で、総選挙の阻止条項を2%から3.25%に引き上げる事項を含むガバナンス法案（Governance Bill）を可決した。与党連合政府の進める法案に反対していた野党の労働党、シャス党、統一アラブリスト（Ra'am-Ta'al List）、バラド党、ハダッシュ党、統一トローラー党等は採決をボイコットし、議場を後にしていた（*Haaretz*, 12 March, 2014.）。ガバナンス法は、選挙後の組閣プロセスをめぐる混乱や政局に陥りやすい状況⁹を軽減し、「強力で安定した政府と政党システムの分極化を抑える」¹⁰目的を持つ、とされている。また国際比較の視点からも2%の阻止条項は低すぎるため、「世界の阻止条項はイスラエルより高い」¹¹と正当化された。

一方、法案審議時のクネセツでは、反対派の議員がその欠陥を指摘し、批判していた。アフマド・ティビ議員（統一アラブリスト）は、法案制定をアラブ系政党や他の少数派を標的とした「右派主導による反民主主義

8 「基本法：人間の尊厳と自由」が1992年3月に成立しているが、これは「基本法：人権」法案が当時の宗教系政党に反対されたためである（https://www.knesset.gov.il/description/eng/eng_mimshal_yesod2.htm；2016年2月9日アクセス）。「基本法：人間の尊厳と自由」第1条にはイスラエルがユダヤ人国家であると明記されている。

9 イスラエルは選挙後、大統領から組閣を依頼された議会第一党の党首が連立パートナーとなる政党と基本政策方針や閣僚ポスト配分をめぐって交渉する。第一党の議席数が少ない場合、組閣プロセスはしばしば難航する。またパートナー政党出身の閣僚が個別の法案や政策をめぐって首相らと対立し、連立を離脱して政局に陥ることも少なくない。政局によって政権のレーム・ダック化が生じ、クネセツ解散・総選挙に至ることが多い。

10 ベンヤミン・ネタニヤフ首相（Benjamin Netanyahu, リクード党）の発言（*Haaretz*, 12 March, 2014.）。

11 アビグドル・リーベルマン外相（Avigdor Lieberman, イスラエル我が家）の発言（*Haaretz*, 12 March, 2014.）。

的」動向だと批判した。労働党のヘルツォグ党首 (Issac Herzog) は「多元主義、および民主主義の活力に対する危機」だと評し、メレツ党のガロン党首 (Zehava Galon) も「既に差別されている人々を政治の舞台から排斥するもの」だと非難している (Zilber 2014.)。

2003年から2013年まで4回行われた選挙の結果から、阻止条項がアラブ系政党に与えるインパクトを検討してみたい¹²。統一アラブリストは2003年選挙において有効投票数の2.1%しか獲得しておらず、この時は議席を得られないことになる。バラド党は過去4回の選挙で有効投票数の3%を超えたことがなく、新しい阻止条項では4回とも落選してしまう。ハダッシュ党が3.25%を超える票を得たのは2009年選挙だけなので、選挙4回のうち3回は一議席も得られない。アラブ系ではないが、イスラエル左派・リベラルの代表的存在であるメレツ党も2009年選挙では3%に届かなかった。そのため、テレビの「右派主導による反民主主義的」な反動だという批判は、的外れとは言えないだろう。

阻止条項引き上げで落選リスクの増加に直面したアラブ系政党は、小異を捨て大同に就く選択を行った。すなわち政党連合の結成である。統一アラブリスト、バラド党、ハダッシュ党の3党は連合に同意し、2015年1月15日に連合リスト (The Joint List, al-Qa'imah al-Mushtarakah) を結成した (*Times of Israel*, 22 January, 2015.)。連合リストの顔となったのは、ハダッシュ党の新党首アイマン・オデー (Ayman Odeh) である。オデーはハイファ市出身の弁護士であり、1998年から2003年までハイファ市議会議員を務めたものの、国政の経験はなかった。2006年よりハダッシュ党書記長を務め、2015年に前党首ムハマド・バラハ (Mohammed Barakeh) の勇退を受けてハダッシュ党首に就任したばかりであった¹³。

12 Arian and Shamir (2005), Arian and Shamir (2008), Arian and Shamir (2011), Shamir (2015) を参照した。

13 クネセット公式ホームページの記載 (<https://www.knesset.gov.il/mk/> / 龍法 '16) 49-2, 166 (384)

自分自身を「社会主義者」と評するオデーは、選挙キャンペーンで幅広いアラブとユダヤの「恵まれない者達の同盟」形成を訴えた¹⁴。OECDの報告書によればイスラエルの貧困率は加盟国中でもっとも高く、貧困線未満で生活する国民の割合は21%にのぼるという。この比率はメキシコやトルコ、チェコ以上の数値であり（*Ynetnews*, January 14, 2016.）、経済格差の大きさが統計数字で裏付けられている。「ユダヤ人の国家なのか、それとも全市民のための国家なのか」というイスラエルの国柄をめぐる議論は、より大きな断絶すなわち富裕層と貧困層の断絶への認識を妨げているのだ、とオデーは訴えかけた¹⁵。「民族派陣営とシオニスト陣営の間に、私は民主主義陣営を打ち立てたい」¹⁶とするオデーの穏健で実践的な戦術は、これまでのアラブ系政党には見られない斬新さが認められる。

2.4. 選挙結果

2015年3月17日に実施された第20回クネセット選挙の結果、連合リストは446,583票、有効投票総数の10.61%を得て、全120議席中13を獲得した¹⁷。これによりアラブ系の政党がイスラエル憲政史上初めて第三勢力を占めるに至ったのである。2013年選挙で連合を組んだ3政党が獲得した票数は348,919票であったから10万票弱の上積みを得たことになる。このた

eng/mk_printFA_eng.asp. 2016年2月10日アクセス）および *Times of Israel*, 17 January, 2015. より。

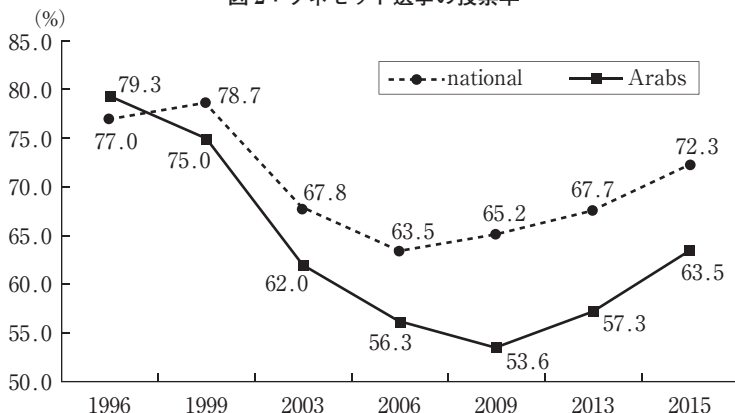
14 Laub, Karin (2015) "Rise of Pragmatic Arab Politician shakes up Israeli Politics." AP The Big Story. March 4, 2015. (<http://bigstory.ap.org/article/ce22348cf04a4265b63609e1cbe5068b/rise-pragmatic-arab-politician-shakes-israeli-politics>. 2016年2月10日アクセス。)

15 同上。

16 Galili, Lily (2015) "Ayman Odeh-the surprise of the 2015 campaign." i24 news. March 9, 2015. (<http://www.i24news.tv/en/news/israel/politics/63696-150309-meet-ayman-odeh-the-most-surprising-figure-of-the-election-campaign..> 2016年2月10日アクセス。)

17 .20-בחרות לכנסת ה-20 (<http://www.votes20.gov.il/> 2016年2月19日アクセス。)

図2：クネセット選挙の投票率



(出典) 1996年から2013年は Shihadeh (2015)。2015年の数値は全国 (national) が中央選挙管理委員会 HP (20-בחירות לכנסת ה-21) より、アラブ系市民 (Arabs) は Ben Solomon (2015) より。

めアラブ系は2議席増の結果となった。オデー代表は投票前に「連立政府には加わらない」ことを明言していたにも関わらず、最終の世論調査では前回を上回る数のアラブ系有権者が投票所に向かうことが予想されていた¹⁸。

図2は1996年から2015年まで7回分実施されたクネセット選挙の投票率推移である。1999年以降アラブ系有権者 (Arabs) の投票率は全国 (national) のそれを下回っており、2015年選挙においてもこの傾向は変わらない。21世紀に入ってから全国の投票率は6割台に落ち込んでいたものの2006年を底に回復傾向を示しており、今回 (2015年) は7割を超えるに至った。アラブ系有権者の投票率も2006年以降は60%を割っていたが、今回は6割台を取り戻している。全国との差も10ポイント以上開いていた

18 Miller, Elhanan (2015) “Arab voter turnout to surge following political union, polls find.” *The Times of Israel*. March 10, 2015. (<http://www.timesofisrael.com/arab-vote-to-surge-following-political-union-polls-find/> 2016年2月19日アクセス。)

2009年や2013年とは異なり、今回は9ポイント以内に縮まっている¹⁹。

3. 探索的データ分析

2015年クネセット選挙の経緯を見ると「アラブ系政党を狙い撃ちにした阻止条項の引き上げが各政党の統一を促し、有権者を投票所に向かわせたのではないか」という推論ができる。しかしこの理解は正しいのであろうか。確認のために探索的データ分析を行うことにしたい。分析に用いるデータはテルアビブ大学の Michal Shamir によって収集された Israel National Election Studies の2015年度版（INES 2015調査）を使用する。データはプロジェクトのホームページ（<http://www.ines.tau.ac.il>）からダウンロードしたものを用了。

INES 2015調査には阻止条項の知識について尋ねる質問（選択肢無し of 自由回答）があるため、回答者の民族属性とクロス集計を行ってみた。図3でグラフ化した集計結果を見ると、正確に3.25%（または最低4議席になる）と回答している割合は全体で2割に満たない。ユダヤ系市民（n=1330）だと20%程度だが、アラブ系市民（n=265）の正解率は12%である。「3～4%」または「3か4議席」といった幅のある回答（近い回答）を含めると全体で3人に1人が「阻止条項についておおそ正しい知識を持っている」と言える。阻止条項について全く分からない市民は半数以上であり、アラブ系市民に限ると7割以上が阻止条項についての知識を持っていないのである²⁰。

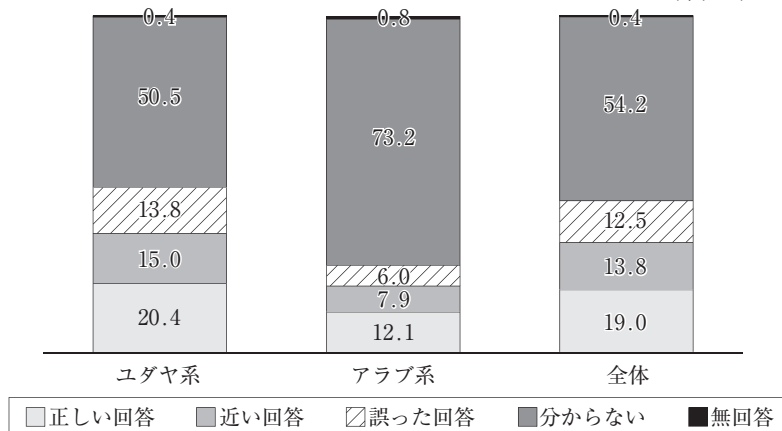
だとしても、阻止条項引き上げがアラブ系政党の排斥を意図したものだ

19 ただしアラブ系有権者の投票率は公式なものではなく、投票所のある地理情報（併存地区を除く）からの推計に過ぎないことを付言しておく。Shihadeh (2015) を参照。

20 カイ二乗検定で独立性の帰無仮説は1%水準で棄却された。

図 3：阻止条項についての知識

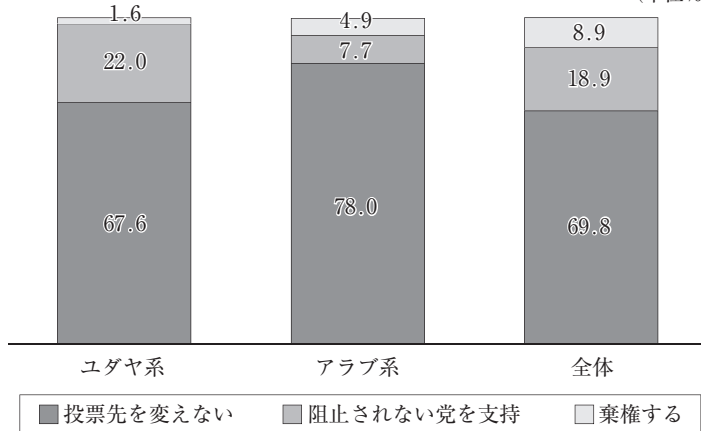
(単位%)



出典：INES 2015調査。N=1595.

図 4：阻止上項によって投票先を変えるか

(単位%)



出典：INES 2015調査。N=1157.

とは認知しているかもしれない。INES 2015調査には、投票参加に対する阻止条項引き上げの影響を尋ねる質問が含まれている。具体的には、投票先を明らかにした回答者に「投票を意図している政党は阻止上項を超えら (龍法 '16) 49-2, 170 (388)

れないと、世論調査の結果が知らされれば投票先を変えるか」と尋ねている。この質問に対する回答の分布を表したものが図4である。

図4によればアラブ系市民（ $n=246$ ）の78%、ユダヤ系市民（ $n=911$ ）の7割弱が世論調査で支持政党が議席を得られそうになくても、投票先を変えないと答えたことが分かる。投票先を変えるか棄権するのは少数派であり、とりわけアラブ系イスラエル人は阻止条項の影響を意に介していないようである²¹。

4. 実証分析

4.1. 操作変数法による集計データのフッティング

探索的データ分析によって、アラブ系市民はユダヤ系と比べて阻止条項の知識に疎く、また引き上げられた阻止条項の影響も気にしないことが明らかになった。それでは投票所に向かったアラブ系有権者はいったいどのような人々であり、どのような投票動機や政党選択動機を持っていたのであろうか。この問題に答えるため、本稿では INES 2015 調査に加えて、中央選挙管理委員会が公表している投票所レベルの集計データ（選管データ）を使って分析を行う。データは前回選挙（2013年）のものとあわせて中央選挙管理委員会のホームページからダウンロードしたものを用いた²²。

2015年の選管データから横軸に連合リストの得票数を、縦軸に投票所レベルの投票率（有効投票数÷登録有権者数）をとり、プロットしたものが図5(a)である。図5(a)を見ると連合リストの得票数が60票以下の投票所と100票以上の投票所でそれぞれクラスタが形成されているように見える。

21 カイ二乗検定で独立性の帰無仮説は1%水準で棄却された。

22 20-ה-לכנסת בחירות (http://www.votes20.gov.il/) および 19-ה-לכנסת בחירות (http://www.knesset.gov.il/elections19/heb/home.aspx)。

そこで両者の中間である80票を不連続点とし、ユダヤ系地区とアラブ系地区に分かれていると想定した²³。また投票所ごとの登録有権者数は800人を超えないように設置されている。アラブ系政党の合計得票率はおおよそ10%であったから、80票は不連続点として適当であろう。選管データに操作変数法を用いてのフッティングを行ってみたい。

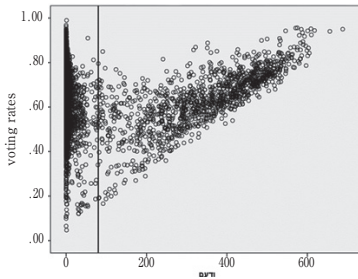
ここでは不連続点の近傍でアラブ系とユダヤ系の混在する率が高まると想定しており、操作変数法でフッティングを行う。操作変数は不連続点より右側を表すダミー変数であり、これを連合リストの得票で第一段階の推定をする。第二段階では連合リスト得票の二乗を説明変数に含め、目的変数である投票率を推定する。図5(b)が2015年選管データにフッティングの推定値をプロットしたものである。図6(a)は2013年選管データを用いたプロットである。横軸には連合リストを組むことになる統一アラブリスト、バラッド党、ハダッシュ党の得票合計を、縦軸には得票率を取っている。

図6(b)には2015年選挙（グレー）と2013年選挙（黒）の違いを分かりやすくするため、フッティングカーブだけを取り出して重ねたものを示した。不連続点の左側はユダヤ系地区における投票率の差を表しており、2015年選挙の投票率が2013年選挙のそれを上回っていることが示されている。不連続点の右側はアラブ系地区における投票率の差が描かれており、不連続点近傍では2015年選挙と2013年選挙で投票率の差が大きくなっている。一方、得票数400の近傍でフッティングカーブがクロスしており、2013年選挙の投票率が2015年のそれを上回っている。この図6(b)に示された結果から、アラブ系政党が過去の選挙で集票できなかった地区で支持を集めることに成功している一方、アラブ系有権者のほとんどが投票参加しアラブ系政党に集中して投票する地区では、棄権する有権者が増えた可能性がある。それでも全体的に見れば、投票したアラブ系有権者は増加したことになる。

23 連合リストの得票が80票以上の投票所から投票率を計算すると64.7%となる。

Ben Solomon (2015) で報告された推計値とは1.2ポイント差に収まっている。

図 5(a)：連合リストの得票と投票率



出典：著者作成。

図 5(b)：操作変数法によるフッティング

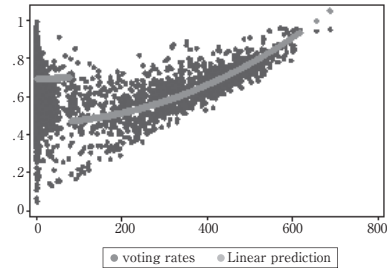
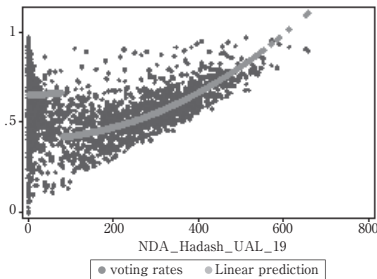
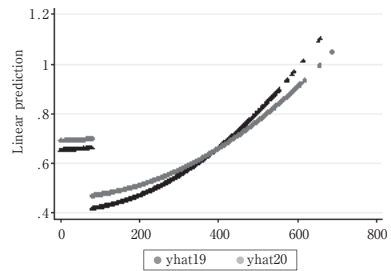


図 6(a)：アラブ系政党の得票と投票率



出典：著者作成。

図 6(b)：2015年と2013年のフッティング



る²⁴。

4.2. INES 2015調査データのプロビット分析

集計データの観察では、個々のアラブ系有権者がなぜ投票参加をしたのか、2013年選挙で棄権したのに今回はなぜ投票したのか、そしてなぜ連合リストを支持したのか、といった問いに答えることができない。よって INES 2015調査データのうちアラブ系市民のサンプルを用いて問題にアプ

24 選管データを用いてフッティングという推定を行ったことを奇妙に考える読者があるかもしれない。これは2015年3月17日の選挙結果は、観察不可能な生じうる可能性のあった複数の事象群（母集団）のうち、現実には生じた事象（標本）だと考えることができる。この議論については浅野・矢内（2013：94-95）を参照。

ローチする。具体的には次の仮説を検討する。

仮説1「アラブ系政党が統一し、連合リストの結成を評価する有権者は投票参加する」

仮説2「ユダヤ人国家ではなく、全市民の国家になることを求めている有権者は投票参加する」

仮説3「アラブ系政党が統一し、連合リストの結成を評価する有権者は連合リストに投票する」

仮説4「ユダヤ人国家ではなく、全市民の国家になることを求めている有権者は連合リストに投票する」

これらの仮説は選挙キャンペーンを概説した2.3.に基づいている。阻止条項引き上げに直面したアラブ系政党は、イデオロギーや基本政策の違いを乗り越え、団結した。連合リストの代表となったアイマン・オデーはイスラエルの国家原理であるシオニズムに疑義を突きつけ、全市民の国家すなわちユダヤ系とアラブ系の市民的権利の平等化を公約の中心に据えたのである。阻止条項引き上げという制度変更が引き起こした政党の行動は、有権者の投票行動をどのように変えたのだろうか。上記4つの仮説はこの問いに答えようとするものである。

仮説1と仮説2に含めた政治参加は、今回の選挙で投票したという行動だけに着目するものではない。前回棄権したが今回は投票に行ったという政治行動の変化は、何によって説明されるのか。この疑問に取り組むことで、阻止条項引き上げがアラブ系政党の統一を経由し、アラブ系有権者を投票所に向かわせた一連のメカニズムが解明されることだろう。以上により、この分析の目的変数は(1)投票参加、(2)前回棄権した有権者の投票参加、(3)連合リストへの投票、の3つになる。

この分析の説明変数は仮説1から仮説4に基づいて、①連合リストの評価、②ユダヤ系とアラブ系の市民的権利平等化に関する態度、の2つである。①連合リストの評価は政党そのものへの評価と党首への評価に分けて

表1：プロビット分析の結果

目的変数：投票参加	モデル1			モデル2			モデル3		
	B	SE	p	B	SE	p	B	SE	p
年齢集団	0.180	0.100	0.072	0.249	0.152	0.101	0.170	0.113	0.130
教育	-0.026	0.093	0.779	0.226	0.220	0.304	0.076	0.104	0.466
性別(女性)	-0.338	0.330	0.306	-0.162	0.532	0.761	-0.528	0.374	0.158
家計支出	0.448	0.165	0.006	<i>0.503</i>	<i>0.286</i>	<i>0.079</i>	0.564	0.194	0.004
パレスチナ国家樹立が紛争を解決するアラブ系市民の願望は市民的権利の平等							-0.077	0.235	0.744
議会政治で市民的権利の平等は達成可能							0.299	0.269	0.265
アラブ系政党はアラブ系の利益を代表							-0.159	0.260	0.541
選挙は民族的権利獲得闘争を阻害							<i>0.510</i>	<i>0.278</i>	<i>0.066</i>
イデオロギー	0.099	0.093	0.283				-0.034	0.253	0.892
感情温度計：連合リスト				0.079	0.088	0.368	0.104	0.103	0.313
感情温度計：オデー代表				0.075	0.087	0.388			
定数	-0.560	0.900	0.533	-2.135	1.509	0.157	-2.608	1.536	0.090
N	109			69			102		
対数尤度比chi2(df)	14.62(5)**			14.04(6)**			20.88(10)**		
疑似R2	0.150			0.284			0.220		
目的変数：前回棄権者の投票参加	モデル4			モデル5			モデル6		
	B	SE	p	B	SE	p	B	SE	p
年齢集団	-0.017	0.090	0.848	0.077	0.107	0.474	-0.109	0.104	0.296
教育	0.007	0.081	0.929	0.064	0.087	0.463	-0.036	0.094	0.714
性別(女性)	0.431	0.283	0.127	-0.051	0.365	0.889	0.356	0.327	0.277
家計支出	-0.032	0.124	0.794	-0.146	0.134	0.276	-0.049	0.144	0.735
パレスチナ国家樹立が紛争を解決するアラブ系市民の願望は市民的権利の平等							0.285	0.239	0.234
議会政治で市民的権利の平等は達成可能							-0.316	0.280	0.259
アラブ系政党はアラブ系の利益を代表							0.691	0.278	0.013
選挙は民族的権利獲得闘争を阻害							-0.558	0.234	0.017
イデオロギー	-0.211	0.093	0.023				-0.185	0.228	0.418
感情温度計：連合リスト				-0.021	0.069	0.764	-0.352	0.115	0.002
感情温度計：オデー代表				-0.011	0.062	0.864			
定数	0.405	0.778	0.603	-0.195	0.858	0.820	1.934	1.459	0.185
N	91			61			84		
対数尤度比chi2(df)	7.32(5)			2.08(6)			21.30(10)**		
疑似R2	0.061			0.026			0.195		
目的変数：連合リストへの投票	モデル7			モデル8			モデル9		
	B	SE	p	B	SE	p	B	SE	p
年齢集団	0.016	0.010	0.111	0.017	0.013	0.174	<i>0.022</i>	<i>0.012</i>	<i>0.070</i>
教育	-0.126	0.080	0.116	0.139	0.112	0.215	-0.060	0.091	0.511
性別(女性)	-0.080	0.279	0.774	0.098	0.425	0.818	-0.128	0.326	0.694
家計支出	0.173	0.122	0.155	0.041	0.156	0.793	0.215	0.136	0.114
パレスチナ国家樹立が紛争を解決するアラブ系市民の願望は市民的権利の平等							0.170	0.237	0.473
議会政治で市民的権利の平等は達成可能							0.039	0.234	0.867
アラブ系政党はアラブ系の利益を代表							-0.128	0.224	0.568
選挙は民族的権利獲得闘争を阻害							0.651	0.219	0.003
イデオロギー	0.272	0.093	0.003				-0.125	0.227	0.583
感情温度計：連合リスト				0.250	0.082	0.002	0.213	0.102	0.036
感情温度計：オデー代表				-0.101	0.074	0.171			
定数	-1.814	0.820	0.027	-2.158	1.003	0.031	-3.749	1.479	0.011
N	97			62			90		
対数尤度比chi2(df)	18.87(5)***			16.81(6)**			28.68(10)***		
疑似R2	0.142			0.225			0.233		

** 5%で統計的に有意、*** 1%で統計的に有意。

考えることができるので、政党と党首それぞれの感情温度計を充てる。②市民的権利の平等化に関する態度については、その相対的重要性を検出するため、アラブ系有権者が他に関心を持つ諸政策への態度を比較目的で含めることにする。

投票行動の規定因としては性別、年齢、学歴、世帯収入（または支出）といった人口動態学的変数が一般的に含まれ²⁵、イスラエルのアラブ系市民も例外ではない²⁶ので、これを統制変数として含める。またイスラエル政治ではイデオロギーの左右軸で政治的ポジションを規定することが一般的であり、政治家・政党・マスメディア・市民それぞれが日常的に用いている（Arian 2005: 413-425.; Mahler 2011: 178-180.）。よってイデオロギー左右軸も統制変数に含めておく。

表1は仮説1から仮説4を検討したプロビット分析の結果である。モデル1からモデル3の目的変数は(1)投票参加である。モデル1では人口動態学的属性とイデオロギー左右軸という統制変数だけを投入している。モデル2は仮説1に対応しており、説明変数として①連合リストの評価を追加し、多重共線性を回避するためにイデオロギー左右軸を除いた。モデル3は仮説2に対応したもので、市民的権利の平等化に関する態度と比較対照する他の政策態度変数を投入した。モデル1からモデル3だと仮説1および仮説2に対応する説明変数は統計的に有意ではない。5%の有意水準をクリアできる変数はモデル1とモデル3における家計支出のみである。5%水準を10%までゆるめると、モデル2においても家計支出が説明力を持つ。10%有意水準をクリアできるのは「アラブ系政党はアラブ系市民の利益を代表するために可能なあらゆることを実行している」という意見に対

25 アメリカ選挙政治の事例に限られるが Leighley and Nagler (2013) は丹念かつ詳細にこの問題を取り扱っている。

26 Shihadeh (2015) の計量モデルには学歴、年齢、所得、性別が含まれている。この他、宗派もこのモデルには含まれているが、サンプル数と自由度が減少するおそれのため、本論の分析では含めなかった。

する賛意であり、二つの仮説には関係しない。

モデル4からモデル6の目的変数は(2)前回棄権した有権者の投票参加である²⁷。モデル4は統制変数だけを含んでおり、モデル5は仮説1に、モデル6は仮説2にそれぞれ対応している。モデル4とモデル5はプロビット分析の計量モデルそのものが棄却されてしまうので意味を持たない。モデル6の結果から「議会政治によってアラブ系市民のための市民的権利の平等は達成可能だ」という意見に賛成する有権者が今回の選挙で新たに投票参加している、ということが分かる。また「アラブ系政党はアラブ系市民の利益を代表するために可能なあらゆることを実行している」とは考えておらず、イデオロギー的には非左派（中道あるいは右派）の有権者が前回の棄権から今回の投票に政治行動を改めている。

表1のモデル7からモデル9の目的変数は(3)連合リストへの投票である²⁸。モデル7には統制変数だけが投入されており、モデル8には仮説3に対応した説明変数①連合リストへの評価が、モデル9には仮説4に対応した説明変数②市民的権利平等化に関する態度が、それぞれ追加されている。モデル7とモデル9ではイデオロギー左右軸が統計的に有意であり、投票先の決定でイデオロギーが規定因になっている。モデル8の結果は、連合リストの感情温度が高いほど連合リストに投票する傾向が強まることを意味している。またモデル9より、「アラブ系政党はアラブ系市民の利益を代表するために可能なあらゆることを実行している」と考える有権者ほど連合リストに投票することが分かる。

ここで4.2.節の冒頭に掲げた仮説を検討する。モデル2とモデル5の結果から、仮説1「アラブ系政党が統一し、連合リストの結成を評価する有権者は投票参加する」は支持されない。次にモデル3とモデル6の結果

27 前回と今回ともに投票参加した場合をゼロと置いている。2015年選挙の棄権者は欠損値になる。

28 連合リスト以外の政党（ユダヤ系政党）に投票した場合をゼロと置いている。

から、仮説2「ユダヤ人国家ではなく、全市民の国家になることを求めている有権者は投票参加する」は部分的に支持される。つまり2015年選挙において投票に行ったかどうかではなく、2013年選挙で投票しなかった有権者が今回は投票所に行ったことを説明している。モデル8の結果から、「アラブ系政党が統一し、連合リストの結成を評価する有権者は連合リストに投票する」という仮説3は支持される。最後にモデル9の結果より、仮説4「ユダヤ人国家ではなく、全市民の国家になることを求めている有権者は連合リストに投票する」は支持されない。

モデル6の結果から興味深い解釈を引き出すことができる。今回の選挙で投票参加に転じた有権者は議会政治に市民的権利平等化の機会を見出したが、彼らはアラブ系政党を支持してきた有権者像²⁹とは異なっている。すなわち「アラブ系政党はアラブ系市民の利益を代表するために可能なあらゆることを実行している」とは考えてはおらず、イデオロギー面で左派ではない。言い換えれば、アラブ系政党がアラブ系市民の利益代表だと考え、左派イデオロギーを持つ有権者は強固な支持層であり、選挙の度に投票してきたのである（モデル8およびモデル9）。国政経験のないハダッシュ新党首で連合リスト代表のアイマン・オデーの存在は、分析結果を見る限り、投票所に足を運んだ有権者にアピールしたわけでも支持獲得に貢献したわけでもなさそうである（モデル2、モデル5、モデル8）。

5. む す び

本稿では小規模政党の代表が容易な比例代表制の下で阻止条項が引き上げられたとき、発生する事態の因果推論を試みた。ただし著者の能力及び問題関心から、イスラエルの2015年選挙の事例研究を行うに留めた。選挙

29 Ghanem (2001) および Shihadeh (2015) を参照のこと。

の経緯を概観した限りでは「アラブ系政党を狙い撃ちにした阻止条項の引き上げが各政党の統一を促し、有権者を投票所に向かわせた」ように思われる。この推論のうち、投票所に向かったアラブ系有権者の属性や動機については単純ではない。

まずアラブ系市民の7割以上は阻止条項についての正しい知識を持ちあわせていない。そして制度変更が支持政党を存続の危機に立たせるとしても、投票先を変えたり棄権したりするアラブ系有権者はユダヤ系に比べて少ない。実際にはアラブ系政党が連合リストを組んで出馬したため、従来の投票行動が繰り返されれば、阻止条項によって勢力を失うことはあり得なかった。

むしろアラブ系政党の統一がなされたことにより、選挙におけるゲームのルールが変わってしまったと見なした方が適切であろう。すなわち阻止条項引き上げによる危機は去り、候補者の関心は議会勢力の維持確保へと移っている。もはや阻止条項は問題ではなくなっているのだが、それでも統一したことによる政策・イデオロギーの多様化によって従来の支持者が離れるリスクは存在した。

結果としては集計データのフッティング比較により、棄権していた票の掘り起こしに成功していること、そして投票率の高い地区においては支持離れを起こしたかもしれないことが明らかになった。INES 2015調査データの分析からは、前回棄権したものの今回投票したアラブ系有権者が、議会政治に市民的権利平等化の機会を見出していることが判明した。

冒頭に提起した阻止条項と投票行動の一般的関連性に立ち返りたい。阻止条項引き上げという選挙制度の変更に直面して誠実投票を行うのか戦略投票に切り替えるのか、あるいは棄権するのか、という問題は非常に多くの夾雑物を含むため、メカニズムだけを切り出して論じることは容易ではない。イスラエルの事例では、そもそも実験室実験で想定していない複数政党の統一が生じており、こうなると候補者にとってゲームのルールが

「足切りされない」ことから「現勢力の維持」へと変わってしまう。このようなノイズの発生はあらゆる政治過程の局面において発生するので、観察から一般的知見を引き出すことは容易ではないのである。著者がエルサレムでインタビューしたイスラエル人政治学者は次のように述べた。「政治学者は議論の一般化に控えめであるべきだ。」³⁰

謝辞：本稿は2016年日本選挙学会で報告した研究内容に基づくものである。パネルに参加したすべての会員に感謝したい。

参 考 文 献

- Abramson, P. R., J. H. Aldrich, A. Blais, M. Diamond, A. Diskin, I. H. Indridason, D. J. Lee, and R. Levine. 2010. "Comparing Strategic Voting Under FPTP and PR." *Comparative Political Studies* 43 (1): 61-90.
- Asher, Arian. 2005. *Politics in Israel: the Second Republic*. Washington D.C.: C.Q. Press.
- Asher, Arian and Michal Shamir eds. 2005. *The Elections in Israel 2003*. London: Transaction.
- Asher, Arian and Michal Shamir eds. 2008. *The Elections in Israel 2006*. London: Transaction.
- Asher, Arian and Michal Shamir eds. 2011. *The Elections in Israel 2009*. London: Transaction.
- Ben Solomon, Ariel. 2015. "Arab Sector Turnout for Recent Elections reached 63.5%, polling data shows." *The Jerusalem Post*, March 24, 2015.
- Bargsted, Matias A., and Orit Kedar. 2009. "Coalition-Targeted Duvergerian Voting: How Expectations Affect Voter Choice under Proportional Representation." *American Journal of Political Science* 53 (2): 307-23.
- Blais, Andre. 2006. "What Affects Voter Turnout?" *Annual Review of Political Science* 9: 111-125.
- Blais, A., J. H. Aldrich, I. H. Indridason, and R. Levine. 2006. "Do Voters Vote For Government Coalitions?: Testing Downs' Pessimistic Conclusion." *Party Politics* 12 (6): 691-705.
- Duch, Raymond M., Jeff May, and David A. Armstrong. 2010.

30 Israel Democracy Institute の Ofer Kenig 博士とのインタビュー（2015年11月23日）。Kenig 自身は阻止条項を有効政党数削減の観点から研究している（Kenig 2015.）。

- “Coalition-Directed Voting in Multiparty Democracies.” *American Political Science Review* 104 (04) : 698-719.
- Ganim, Asad. 2001. *The Palestinian-Arab Minority in Israel, 1948-2000: A Political Study*. New York : State University of New York Press.
- Hazan, Reuven Y., and Abraham Diskin. 2015. “Plus ça Change, Plus C’ est La Même Chose: The 2015 Israeli Elections.” *Electoral Studies* 40 (December) : 411-18.
- Kenig, Ofer. 2015. “The Electoral Threshold, Wasted Votes, and Proportionality.” *Analysis*. Jerusalem : Israel Democracy Institute. (<http://en.idi.org.il/analysis/articles/the-electoral-threshold-wasted-votes-and-proportionality/>) 2016年2月21日アクセス.
- Leighley, Jan E. and Jonathan Nagler. 2013. *Who Voted Now?: Demographics, Issues, Inequality, and Turnout in the United States*. Princeton : Princeton University Press.
- Mahler, Gregory S. 2011. *Politics and Government in Israel: The Maturation of a Modern State*. Boulder : Rawman & Littlefield.
- Matter, Philip. ed. 2000. *Encyclopedia of the Palestinians*. New York : Facts of File.
- McCuen, Brian, and Rebecca B. Morton. 2010. “Tactical Coalition Voting and Information in the Laboratory.” *Electoral Studies* 29 (3) : 316-28.
- Rehess, Elie. 2008. “The Arab Minority in Israel and the Seventeenth Knesset Elections,” in Arian Asher, Michal Shamir eds. *The Elections in Israel 2006*. London : Transaction, 159-185.
- Riambau, Guillem. 2015. “Bandwagon or Strategic Voting in Israel? Note on Bargsted and Kedar 2009.” *Electoral Studies* 37 (March) : 63-72.
- Shamir, Michal. ed. 2008. *The Elections in Israel 2013*. London : Transaction.
- Shihadeh, Mtanes. 2015. “Voting as a Manifestation of Collective Interest: Arab Voters in the 2013 Elections.” in Michal Shamir ed. *The Elections in Israel 2013*. London : Transaction, 181-203.
- Zilber, Neri. 2014. “Israel’s Governance Law: Raising the Election Threshold.” *Policy Watch* 2220. Washington D.C. : Washington Institute. (<http://www.washingtoninstitute.org/policy-analysis/view/israels-governance-law-raising-the-electoral-threshold>) 2016年2月10日アクセス.
- 浅野正彦・矢内勇生 2013. 『Stata による計量政治学』 オーム社.
- 粕谷祐子 2014. 『比較政治学』 ミネルヴァ書房.
- 樋口義彦 2012. 「アラブ系国民：2割を占めるマイノリティ」 立山良司編『イスラエルを知るための60章』 明石書店、341-345.
- 丸山直起 1988. 「左翼勢力：共産党を中心に」 池田明史編『現代イスラエル政治：イシューと展開』 アジア経済研究所、49-78.

山田真裕 2016.『政治参加と民主政治』東京大学出版会.
レイプハルト、アレンド. 粕谷祐子・菊池啓一訳 (2014)『民主主義対民主主義
[原著第2版]: 多数決型とコンセンサス型の36カ国比較研究』勁草書房.